

地球温暖化対策の推進に関する法律の改正(平成20年6月13日) による地方公共団体実行計画の拡充

事務事業に関する部分
(従来の地方公共団体実行計画)

自ら排出する温室効果ガスを減らす事業者としての責務
(現行法第4条第2項)

すべての自治体で実行計画の策定
(現行法第21条)

地域の温暖化対策に関する部分
(従来のいわゆる地域推進計画)

地域において総合的かつ計画的な施策を推進する責務
(現行法第20条第2項)

都道府県、政令市、中核市、特別市における施策についての計画策定(改正法第20条の3)

地方公共団体実行計画

自治体自らの事務事業に伴い発生する温室効果ガスの排出削減等の計画の策定

・庁舎・施設の省エネ対策等
(現行法第8条第2項第6号の基本的事項に基づき策定)

以下についての計画策定

・自然エネルギー導入の促進
・地域の事業者、住民による省エネその他の排出抑制の推進
・公共交通機関、緑地その他の地域環境の整備・改善
・廃棄物の発生抑制その他の循環型社会の形成
(改正法第20条の3第3項)

都市計画や農業振興地域整備計画などの施策と連携
(改正法第20条の3第4項)

地方公共団体実行計画協議会による策定協議・実施の連絡調整

関係行政機関、関係地方公共団体、推進員、地域センター、事業者、住民等がこぞって参画
(改正法第20条の4)

国による支援

地域地球温暖化防止活動推進センターの協力
(改正法第24条)

地域の施策や事業の実施

二重線に囲まれた部分が今回の改正による拡充内容